

2022年5月24日

株式会社プレミアムコスメ
代表取締役 黒田史朗 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井克裕

【連絡先(事務局)】担当：小川

〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室

TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP : <http://www.kc-s.or.jp>

ご連絡（「申入れ・要請」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が提供する「極み菌活生サプリ」（以下、「貴社商品」といいます）の定期販売について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます）、消費者契約法その他の法令に照らして問題がないかを検討するため、貴社商品の定期購入に関する最終確認画面など、契約に関する資料の提供を求める「お問い合わせ」を2021年3月26日付けで送付し、貴社から、同年4月6日付けで回答を受領しました。

貴社からの回答について検討を行った結果、当団体は、同年7月7日付けで、貴社の「ビューティー菌活コース」、「初回ポッキリ480円コース」における表記について景品表示法30条1項に基づき停止を求めること、また、貴社商品の定期コースの解約が電話やLINEに限定されていることが消費者契約法10条に基づき無効である旨の「申入書」を貴社に送付しました。

当団体の「申入書」を受け、貴社は、同年8月4日付けで「初回480円コースに参加する」という表記を「初回限定特別価格480円（送料無料）お得な定期コースへ申込み！」と変更する旨の回答をされました。

当団体は、貴社の回答をさらに検討したところ、最終確認画面および解約方法の定めについて、特定商取引法上の疑義があるとの判断に至り、貴社商品の定期購入コースである「ビューティー菌活コース」、「初回ポッキリ480円コース」、「極み菌活生サプリモニター特別定期コース」の最終確認画面について、「初回ポッキリ」「お試し」「縛りなし」のような1回限りの購入であることを強調する表示の変更、

「ご注文内容」として、商品の分量、金額、支払時期、引渡時期や解約などに関する事項を明確に表示することなどを求めた「要請書」を2022年1月31日付けで貴社に送付しました。

この「要請書」を受け、貴社は、同年3月2日付けで、貴社商品について新規顧客に向けた定期販売の全てを同年2月末で終了すること、既存会員に対しても、定期コースの販売が終了した旨のウェブサイトへの掲載や定期コースの休止・変更・解約について、一定の改善を図ることを回答されました。当団体は、貴社商品の新規顧客に向けた定期販売の全てを同年2月末で終了することについては、貴社公式ウェブサイト (<https://premium-cosme.jp/>) にて、その内容を確認しました。以上の結果を踏まえ、当団体は、「申入れ・要請」活動を一旦終了することにしました。

以上の結果を踏まえ、当団体は、貴社に対する「申入れ・要請」活動を一旦終了することにしましたので、本書にて、貴社に報告します。

なお、当団体の貴社に対する、「申入れ・要請」活動は一旦終了しますが、当団体は貴社の従前の販売方法について適正な活動と認めたわけではありません。今後、貴社商品について消費者の誤認を招く広告表示があると判断した場合は、別途、差止請求を再開することがあることを念のため付言いたします。

以 上